

## 「経営革新等支援機関」の認定制度

弊所所長は平成 25 年 3 月 21 日に経営革新等支援機関の認定を受けました！

## &lt;経営革新等支援機関とは・・・&gt;

税務会計・金融・企業財務に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上である事について、国から認定を受けた個人・法人等を行い、「認定支援機関」と呼ばれています。

この認定制度は、平成 24 年 8 月 30 日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う事を目的として創設されました。

具体的な支援内容をいくつかご紹介します。

## ★新規投資支援

中小企業等（個人事業者を含む）が、平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までの間に認定支援機関からのアドバイスを受けて、店舗改装・新設備導入等の設備投資を行った場合に、設備取得価格の 30% の特別償却又は 7% の税額控除を認める税制が創設されました。

建物附属設備（内装・建物に関する設備等）なら 60 万円以上、器具備品（家具家電・各種機器等）なら 30 万円以上の設備が対象となります。ここ 2 年以内に新たに何か購入しようとお考えの関与先様は事前に各担当者にご相談ください。

## ★資金繰り支援①

業況悪化を来している企業等が融資を受ける際に、認定支援機関が経営改善計画を策定し、定期的な経営指導をすることで、金利が引下げられます。（最大▲ 0.6%）

## ★資金繰り支援②

経営革新（※）又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓を行おうとする企業等が自ら事業計画を策定し、認定支援機関が指導・助言を行うことで、低利子での借入が可能になります。

## ※経営革新の例

- 新商品・新サービスの生産開発・提供
- 新たな販売・提供方式の導入
- その他の新しい知恵と工夫

今回ご紹介した例以外にも様々な支援があります。今後も事務所通信及び各担当者から、認定支援機関ならではのメリットを関与先の皆様にご提供して参ります。（U）

## 印紙税法一部改正

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされてますが、**平成 26 年 4 月 1 日以降**に作成されるものについては、受取金額が **5 万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。どちらかと言えば、世間の注目は、消費税が本当に増税されるの

かどうかという事だと思われませんが、事業者の日々の負担を軽減するという意味では、小さいながらも大変嬉しい印紙税の改正ではないでしょうか。（NR）



## 通勤交通費のはなし

従業員や役員に支給する通勤交通費には、所得税が課税されない非課税枠があります。



① 電車、バス等交通機関を利用の場合…運賃、時間、距離等が経済的かつ合理的な方法及び経路で通勤した場合の、通勤定期代(月 10 万円が上限)

② 自転車や自家用車で通勤する場合

片道	2km 以上 10km 未満	4,100 円/月
〃	10km 以上 15km 未満	6,500 円/月
〃	15km 以上 25km 未満	11,300 円/月
〃	25km 以上 35km 未満	16,100 円/月
〃	35km 以上 45km 未満	20,900 円/月
〃	45km 以上	24,500 円/月

③ ①と②を併用している場合…①と②の合計

(月 10 万円が上限)

勿論これを超えて通勤費を支給しても構いませんが(そも通勤費を事業主が負担する義務はありませんが)非課税の範囲を超えた部分は、他の給与等と同じように本人に所得税が課税されます。

以前はマイカー通勤でも、電車・バス通勤した場合の交通費の方が高い場合、その額までは非課税で取り扱ってもらえる特例があったのですが、H24.1 月から廃止になっていますのでご注意ください。

★自動車通勤の場合の通勤費の金額設定



通勤距離(往復)× 1Km 当たりのガソリン代プラスアルファ/日 とするのが一般的です。

1ℓあたりの走行距離は車種によって様々ですが、一般的には 20km 程度(燃費の悪い車でも 10km 程度、エコカーなら 30km 以上)走ります。ガソリン価格の全国平均が 152 円/ℓ(H25.8.4 現在)ですから、10km/ℓで計算しても 1km あたり 15 円程度。タイヤ等の消耗分をプラスするにしても、ずいぶん高い通勤費設定を見かけることがあります。時々見直されてみてはいかがでしょうか？

★非常勤者の通勤費は、日割りの交通費×日数と定期代を比較し、安い方で支給しましょう。

定期代は 3ヶ月、6ヶ月定期代で支給しても OK。途中で退職する場合は、定期券を駅で解約し、解約返戻金を返金してもらいましょう。

時間的に差がないなら、料金の安い通勤経路に変えてもらう等、改めて検討されてみては？ (N)

## 闘う税理士の平和な暮らし

最近少しは減って来たものの、税理士紹介サイト業者の電話営業やメールは一向に無くなりません。

こういった電話では開口一番、「そちらの事務所に仕事をお願いしたいのですが、引き受けて頂く事は可能ですか？」と持ちかけてきます。営業電話に馴れていないスタッフならこの言葉だけで「所長、仕事の御依頼です。」とイチコロで私に繋いでくれます。また、一工夫して「どういうご用件でしょう？」と聞き返したら「税理士さんと直接お話したい。無理なら他の事務所に依頼する」などと軽くびびらされ、まんまと電話を回させられたり、流石営業電話のプロ、ですね？

こういう紹介サイトの内容は申し合わせたかのように同じで、月 4 万円強の登録料金を支払えば、年間 50 万円程度の報酬を支払ってくれる関与先を紹介するというもの。

実は一度詳しい話を聞いたことがあります(もちろん冷やかして、)。「一件紹介するだけで先生の登録料金はタダになり、すぐに二件

目以降も紹介できると思います」、ほお〜！なるほど！と、表面上は相づちを打ちながら、心の中では「こいつ税理士の事は何も知らないな」と理解しました。どうやら何もしないで顧問料貰いっぱなし、と言うのが税理士だと思込んでいるようで、バカか！と心の中で毒づいてみたりします。

契約内容はリース会社経由で 5 年。ここで「リース？」とリース物件名は「顧客検索ソフト」。つまり総額 250 万円支払って使えないソフトを買わされ、顧客紹介と言う文言は契約書にもどこにも無い、限りなく詐欺に近い行為。まあ、公認会計士や税理士って人種は学生時代から閉じ籠もって勉強するとか、資格勉強しながら小さい事務所で仕事するとか、要するに社会経験に乏しい人が多いので、こんな好い加減な輩に引かかる人も多いんでしょう。全て話を聞いた後、「失礼だけど、貴方の会社はブラック企業かも?!」ってセールスに言ったら、「なんか実はそんな気がしてます」だって！とほほ！(F)